老朽危険空き家除却支援事業

周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化して危険な空き家の取壊し（除却）に対し、補助金を交付しています。

■補助制度の特徴

住宅が対象

この補助制度の対象となる建物は「住宅」に限定されています。そのため、倉庫・店舗等の住宅以外の用途に使用された建築物は補助の対象外です。

老朽危険空き家

本事業は、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却が対象です。補助の対象になるかどうか、事前に市町にて不良度の判定を行います。

工事の前に申請を

補助金の交付を受ける前に着手した工事は、補助の対象になりません。工事を実施する前に申請を行い、交付決定を受けてください。

■各市町の補助制度の概要

市町名	補助率	限度額	募集期間
高松市	除却工事費の1/3	50万円	有
丸亀市	除却工事費の4/5	160万円	有
坂出市	除却工事費の4/5	160万円	有
善通寺市	除却工事費の4/5	160万円	有
観音寺市	除却工事費の4/5	160万円	有
さぬき市	除却工事費の4/5	160万円	通年
東かがわ市	除却工事費の4/5	160万円	通年
三豊市	除却工事費の4/5	160万円	有
土庄町	除却工事費の4/5	160万円	通年
小豆島町	除却工事費の4/5	160万円	通年
三木町	除却工事費の4/5	160万円	有
宇多津町	除却工事費の4/5	160万円	通年
綾川町	除却工事費の4/5	160万円	通年
琴平町	除却工事費の4/5	160万円	通年
多度津町	除却工事費の4/5	160万円	通年
まんのう町	除却工事費の4/5	160万円	通年

補助対象範囲や募集期間は市町によって異なりますので、詳しくは各市町担当課にご確認ください。

老朽危険空き家除却支援事業に関する相談先 各市町担当課　P24～25

空き家改修等補助制度

「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」登録物件の改修工事に対し、補助金を交付します。また、家財道具の処分についても補助を行う市町もあります。

■補助制度の特徴

空き家バンクに登録
「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」に登録されている又は登録されていた物件が対象です。
※市町により条件が異なりますので、ご注意下さい。

工事の前に申請を
補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は、補助の対象になりません。工事を実施する前に申請を行い、交付決定を受けてください。

家財道具処分補助
市町によっては、物件内部の家財道具の処分費用も補助対象としています。

■各市町の補助制度の概要

市町名	改修		家財道具処分		
	補助率	限度額	制度有無	補助率	限度額
高松市	1/2	50万円※			
坂出市	1/2	100万円	○	1/2	10万円
観音寺市	1/2	100万円	○	1/2	10万円
さぬき市	1/2	100万円	○	1/2	10万円
東かがわ市	1/2	100万円			
三豊市	1/2	100万円			
土庄町	1/2	100万円			
小豆島町	50万円までは全額 超える場合は100万円まで1/2		○	改修補助に含む	
三木町	1/2	100万円	○	10/10	10万円
直島町	1/2	150万円	○	1/2	10万円
宇多津町	1/2	100万円	○	1/2	10万円
綾川町	1/2	100万円	○	1/2	10万円
琴平町	1/2	100万円			
多度津町	1/2	100万円			
まんのう町	1/2	100万円	○	1/2	10万円

補助対象者及び補助対象物件は市町によって違いがありますので、
詳しくは各市町担当課でご確認ください。
※一部地域の空き家に対する補助は、補助額が2割加算されます。

空き家改修等補助事業に関する相談先 各市町担当課　P24～25

その他空き家対策に関する支援制度

■各市町による空き家対策に関するその他の支援制度

市町名	事業名	補助内容	補助割合
丸亀市	丸亀市離島移住促進事業	島の空き家を移住者用賃貸住宅又は島暮らし体験住宅としてリフォームする方を対象に、空き家の改修費用の一部に補助金を交付しています。	改修費用の9/10 （上限200万円）
三豊市	三豊市創業支援事業	市の空き家バンクに登録された物件を活用し、市内に住所を有する個人が新たに開業する事業または市内に法人を設立し開業する事業に対し、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、原稿料、空き家改修費（開業する事業に関わる改修費のみ）の補助金を交付しています。	対象経費の2/3 （上限50万円） ※空き家を活用しない事業の場合は建築物改修費は対象外、上限30万円
	三豊市空家等見守り活動支援事業	市内にある空家等が管理不全な状態になることを防ぎ、安全･安心なまちづくり及び良好な住環境の確保に向けた空家等の適正管理を図るため、自治会が行う空家等の見守り活動に対して交付金を交付しています。	1自治会　1万円
	三豊市空家等管理事業者登録制度	空き家所有者の管理を促進するため、市内の空き家を管理できる業者を登録し、所有者の方へ紹介する制度を開始しました。	—
	三豊市空き家バンク住宅･家賃等補助事業	空き家物件の利活用と市内への移住･定住促進を図るため、三豊市空き家バンク登録物件を借りて市内へ居住する方へ、住宅の賃借に要する費用の一部を補助します。	「賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）−住宅手当等」の1/2（上限月額1万円） ※最大2年間 初期費用合計額（礼金、不動産仲介手数料）の1/2（上限3万円） ※1回限り
三木町	三木町空き家等除却事業	所有者から空き建築物、これに付随する工作物及びその土地が町に寄付される場合、町が当該空き家の除却事業を行い、町民が安全で安心に暮らせる生活環境の整備を推進しています。	—
宇多津町	宇多津町起業促進･空き家改修等補助事業	空き家バンクに登録されている物件を活用し、起業を行う場合に、①改修工事、②機器、備品等の購入及び設置工事、③家財道具の処分の費用に対して補助金を交付しています。	対象経費の1/2 （上限55万円）
多度津町	多度津町空き家等を活用した地域創生事業	町内に所在する空き家及び空き店舗を活用し、移住、定住又は地域内外における交流を促進する地域創生事業を行う団体に対し、事業の実施に必要な経費を補助しています。	対象経費の2/3 （上限100万円）

■各市による空き家の相談制度

市町名	制度名	制度内容
高松市	空き家相談員制度	高松市内に空き家を所有する人などが、利活用や適正管理に関する情報の提供を受けるために、市と協定を結んだ不動産取引業者団体に所属する宅地建物取引士にご相談いただける制度です。
丸亀市	空き家相談会	丸亀市内に空家をお持ちの方を中心に、「空家を貸したい･借りたい」、「空家を売りたい･買いたい」方や、「空家を相続して困っている」など、空家の問題についてどこに相談してよいかわからない方のために、相談会を実施します。
坂出市	空き家相談窓口	市内に空き家を所有･管理する皆様が抱える問題ついて専門的なアドバイスを受けられるように、公益社団法人 香川県宅地建物取引業協会 、香川県司法書士会と連携を図り、相談窓口を設けています。

相談制度に関する連絡先 各市町担当課　P24～25